

## 様式第15号（第41条関係）

令和6年6月26日

盛岡広域振興局長

提出者 盛岡セイコー工業株式会社

住所 〒020-0596 岩手県岩手郡雫石町板橋61-1

氏名 代表取締役社長 加藤 幸則

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

## 地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

## 1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	盛岡セイコー工業株式会社	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県岩手郡雫石町板橋61-1	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	4,161 kJ	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況			
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況	別紙のとおり。		
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者			

## 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
盛岡セイコー工業株式会社	岩手県岩手郡雫石町板橋61-1	4,161 kJ
		kJ
		kJ

備考1 \*印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載する
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照せること。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別途(別途)一覧を作成の上、添付してください。

岩手県  
盛岡広域振興局  
(A 4)

- 6. 6. 27

盛広保  
第 号

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1)エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	( )年度							
	エネルギーの使用量		販売したエネルギー使用量		E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	前年度二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	対前年比二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
	数量 A	単位	熱量(GJ) B	数量 C				
原油(コンデンセートを除く)	kL		kL					
原油のうちコンデンセート(NGL)	kL		kL					
揮発油(ガソリン)	2.15 kL		72	kL		72	5	5 0
ナフサ	kL		kL					
ジエント燃料	kL		kL					
灯油	96.07 kL		3,476	kL		3,470	238	312 -74
軽油	0.16 kL		6	kL		6	0	1 -1
A重油	kL		kL					
B+C重油	kL		kL					
石油アスファルト	t		t					
石油コクス	t		t					
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	8.39 t	420	t		420	25	28 -3
	石油系炭化水素ガス	千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
化石燃料	液化天然ガス(LNG)	t	t					
	その他可燃性天然ガス	千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
石炭	輸入原燃料機	t	t					
	原燃料機	t	t					
	コーケス用原燃料機	t	t					
	吹込み用原燃料機	t	t					
	一般炭	t	t					
	輸入一般炭	t	t					
	輸入無煙炭	t	t					
	石炭コクス	t	t					
	コールタール	t	t					
	コーケス炉ガス	千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
	高炉ガス	千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
	発電用高炉ガス	千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
	転炉ガス	千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
非化石燃料	都市ガス	千m <sup>3</sup>		千m <sup>3</sup>				
	その他の燃料( )							
	小計①				3,965	266	347	-78
熱	産業用蒸気	GJ		GJ				
	産業用以外の蒸気	GJ		GJ				
	温水	GJ		GJ				
	冷水	GJ		GJ				
	地熱	GJ		GJ				
	温泉熱	GJ		GJ				
	太陽熱	GJ		GJ				
	雪氷熱	GJ		GJ				
電気	小計②							
	電気事業者①	17,894.37 千kWh	154,607	千kWh	154,607	8,536	9,059	-523
	電気事業者②※複数契約している場合は	千kWh		千kWh				
	自己託送(非燃料由来を除く)	千kWh		千kWh				
	自家発電	太陽光	753.74 千kWh	2,713	千kWh	2,713		
		水力	千kWh		千kWh			
		風力	千kWh		千kWh			
		その他	千kWh		千kWh			
	小計③				157,321	8,536	9,059	-523
	合計④=①+②+③				161,289	8,804	9,405	-601

(2)原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	4,161	kL
--------------	-------	----

(3)温室効果ガスの終排出量

区分	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 8,804 t-CO <sub>2</sub>
	上記以外の二酸化炭素 t-CO <sub>2</sub>
メタンの排出量	47.4 t-CO <sub>2</sub>
一酸化二窒素の排出量	13.9 t-CO <sub>2</sub>
ハイドロフルオロカーボンの排出量	33.4 t-CO <sub>2</sub>
ハーフフルオロカーボンの排出量	t-CO <sub>2</sub>
六つ化硫黄の排出量	t-CO <sub>2</sub>
三つ化硫黄の排出量	t-CO <sub>2</sub>
合計	8,899 t-CO <sub>2</sub>

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

## 別紙 その2

### 1 地球温暖化対策計画の達成状況

#### 【目標値の達成状況(進捗状況)】

令和3年度の地球温暖化対策計画書より二酸化炭素排出量を「令和3年比で毎年1%以上削減する」という目標を掲げており、達成状況の推移としては「R2⇒R3 7%削減」、「R3⇒R4 ±0%」、「R4⇒R5 5%削減」となった。

エネルギー削減に向けて、以下の取組を行っている。

- ・省エネ機械への更新
- ・全社不良率削減活動
- ・生産機械稼働の効率化
- ・インフラ整備の高効率機器への更新及び運転効率化の実施
- ・生産ラインのシフト勤務の見直し
- ・工場内圧縮エアー削減及びエアー漏れ削減活動によるコンプレッサー電力量削減

#### 【具体的な取組内容】

##### ①灯油削減

- ・加湿用灯油式蒸気ボイラーの廃止 → 水加湿噴霧(電気式)に変更

##### ②電力量削減

- ・B棟高真空 インバータ式及び台数制御に更新 → 生産負荷状況による最適運転
- ・第4キューピクル 超高効率トランスへの更新(100KVA-1台、300KVA-1台)
- ・業務用エアコン 更新(APF値向上)
- ・生産機械停止時に専用コンプレッサー停止

##### ③LPG削減

- ・高効率給湯器への更新(2台)

### 2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

- ・「地域と始める環境報告会」の開催
- ・「いわて地球環境にやさしい事業所」四つ星認定の維持
- ・「企業の森づくり活動に関する協定」の締結(岩手県、栗石町)
- ・「平庭高原植樹活動」に参加
- ・紙使用量の削減(電子化の推進)